

東松山市立小・中学校適正規模基本方針骨子

令和2年3月25日現在

- I はじめに
- II 東松山市立小・中学校の現状
 - 1 児童生徒の推移と将来推計
 - 2 小・中学校の規模と現状と将来推計
 - 3 学校の小規模化・大規模化に伴う課題
 - (1) 小規模校のメリット・デメリット
 - (2) 大規模校のメリット・デメリット
- III 適正規模の基本的な考え方と基準
 - 1 適正規模の基本的な考え方
 - 2 適正規模・適正配置の基準
- IV 本市における適正規模の基準（基本方針）
 - 1 小学校の基準
 - 2 中学校の基準
- V 適正規模の推進方策
 - 1 通学区域の見直し
 - 2 学校の統廃合
 - 3 複式学級
 - 4 特認校制度
 - 5 その他
- VI 本市における適正規模の具体的な進め方
 - 1 学校の小規模化への対応
 - 2 学校の大規模化への対応
- VII むすびに

《資料》 子ども達にとって望ましい学習環境を考えるアンケート

学校の小規模化・大規模化に伴う課題（案）

(1) 小規模校のメリット・デメリット

メリット	
学 習 ・ 生 活 に つ い て	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒一人一人に目が届きやすく、丁寧な学習指導ができる。きめ細かい教育を行うことができる。 ・学校行事や部活動において、児童生徒一人一人に活動の場があり、かつ活動の時間が十分に確保できる。 ・同じクラスで過ごすことで、児童生徒相互の人間関係が深まり、クラスとしての一体感が生まれる。 ・校外学習や外での活動時に、児童生徒の安全面での管理が行き届く。団体行動が行いやすい。 ・異学年間の縦の交流が生まれやすく、学年を超えた人間関係ができる。 ・体育館・プール・特別教室などを利用する授業の割り当てや集団活動の調整がしやすい。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・教室空間に余裕が生まれ、災害発生に伴う緊急避難時に混雑が生じにくくなる。 ・部活動において、運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使うことができ、活動しやすい。(中学校) ・全教職員の意思疎通が図りやすく、相互の十分な連携が可能になりやすい。 ・保護者や地域社会との連携が図りやすい。
デメリット	
学 習 ・ 生 活 に つ い て	<ul style="list-style-type: none"> ・集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会が少なくなる。 ・運動会や音楽会、宿泊学習などの集団活動において、活動や取組の内容が限られてしまう。 ・グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員（音楽・理科など）による指導など、多様な学習・指導形態をとりにくい。 ・クラス替えが困難なことから、人間関係や相互の評価などが固定化しやすい。 ・運動会や音楽会などの行事において、クラス間の競い合いによって高めあう機会が少なくなる。 ・児童生徒から多様な考えが生まれにくく、授業展開に制約が生じる。 ・各教科の免許をもつ教員を配置しにくい。(中学校)
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・集団内の男女比に偏りが生じやすい。 ・部活動の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。 ・一人の教員に複数の校務分掌が集中しやすい。 ・教員の出張、研修などの調整が難しくなりやすい。 ・PTA 活動などにおける保護者一人あたりの負担が大きくなりやすい。

(2) 大規模校のメリット・デメリット

メリット	
学習生活について	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が集団の中で、相互に刺激しあい、高め合う機会が増える。 ・児童生徒が多様な考え方に触れ、協調性を養うとともに、一人一人の資質や能力を伸ばしやすくなる。 ・児童生徒が学び合いをとおして、多様な考えを引き出すことができる。 ・運動会などの学校行事や音楽活動などの集団活動に活気が生まれる。 ・クラス替えにより、豊かな人間関係の構築や、多様な集団の形成を図ることができる。 ・クラス替えを契機に児童生徒が意欲を新たにすることができる。 ・社会性や協調性、たくましさなどを育みやすくなる。 ・部活動の種類が増え、選択の幅が広がる。(中学校)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の教育活動全般において、選択の機会が増加し活躍の場を与えることができる。 ・学校全体で組織的な指導体制が組みやすくなる。
デメリット	
学習生活について	<ul style="list-style-type: none"> ・理科室や音楽室、体育館などの使用に制約が生まれ、時間割編成に支障をきたす場合がある。 ・宿泊学習、校外行事などで行動の選択幅が制限される。 ・授業、学校行事、部活動などで一度に活動する人数が多いことにより、一人一人の活躍の場や機会が少なくなる、あるいは活躍できなくなる場合がある。 ・児童生徒間の人間関係が希薄化することがある。 ・同学年の結びつきが強くなり、異学年との交流や縦割りの活動がしにくくなる。 ・児童生徒一人一人の個別の状況を把握しにくく、きめ細かい指導が難しくなるため、生徒指導上の課題や問題行動が発生しやすくなる場合がある。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・学校経営、学校運営全般において、校長がマネジメントを行ったり、教職員が共通理解・共通行動を図ったりする上で支障をきたす場合がある。 ・災害発生などによる緊急避難時に混雑が生じやすい。 ・部活動において、運動場や体育館、特別教室などの利用の割当てや調整が組みにくい。(中学校)

本市における適正規模の基準（案）

- 1 小学校の基準（特別支援学級を除く）

学級から 学級

- 2 中学校の基準（特別支援学級を除く）

学級から 学級

本市における通学距離・時間の基準（案）

- (1) 小学校の通学距離 おおむね km以内

- (2) 中学校の通学距離 おおむね km以内

- (3) 通学時間 おおむね 時間以内

- (4) 配慮事項

通学区域の見直しなどにより基準とする通学距離・時間を超える場合は、通学路や通学区域の変更に、及びスクールバスの利用などの通学手段の検討を行い、児童生徒の心身への負担の軽減を図る。

本市における適正規模の具体的な進め方（案）

1 学校適正規模を進める上での基本的な視点

(1) 時間の視点

学校や地域により状況が異なるが、学校規模の状況や児童生徒数の将来推計に応じて、早急な対応が必要な学校と時間をかけて検討を重ねるべき学校がある。そのため、学校の適正規模を満たすことができなくなる学校が出るたびに対応を進めるのではなく、持続可能性を考慮しながら、将来的な児童生徒数、及び学級数の推計の見通しに基づき、東松山市における学校の将来像を見据えて進める必要がある。

具体的には、短期（速やかに）・中期（3～10年）・長期（10～20年）のステージに分けて検討を進める。

◆短期的な取組（今後3年程度）◆

東松山市適正規模基本方針に定められた諸基準を満たすことができず、教育環境に課題がある学校の解消

◆中期的な取組（今後3～10年程度）◆

今後10年以内に東松山市適正規模基本方針に定められた諸基準を満たすことができなくなる可能性があり、教育環境に課題が生じると予想される学校の解消

◆長期的な取組（今後11年以降）◆

将来的に教育環境に課題が生じると予想される学校の解消

※児童生徒の減少により、東松山市適正規模基本方針に定められた諸基準を満たすことが想定される学校は除く。

(2) 優先順位の視点

優先して検討を進める学校を、小規模校では複式学級のある学校、単級になることが見込まれる学校、大規模校では教室が不足する学校などを、短期的な取組の中で検討を進める。

(3) 学校区の視点

中学校区を単位とする学校区は、教育活動を通じて相互の関係が強い。そのため、検討は中学校区単位を原則として進めるが、地域コミュニティとのかかわりや、児童生徒の通学に係る心身への影響などを勘案して検討を進める。

学校適正規模の推進方策（案）

1 学校適正規模を維持するための方策

（1）通学区域の見直し

通学区域の見直しにあたっては、児童生徒の日々の生活（登校・授業・部活動など活動・下校）において、通学路の安全、通学に要する時間や部活動の時間、下校後の放課後児童クラブ、家庭での学習時間など児童生徒の日々の生活への配慮が極めて大切である。同時に、隣接する学校の児童生徒数、学校と地域との関係などに配慮する必要がある。

また学校は、「地域と子供、地域と学校とのより望ましい関わり合いにより、子供を育む環境」であり、行政区や社会教育活動といった地域での活動も考慮した通学区域の見直しが求められる。

通学区域の見直しによる対応は、一時的な対応であり、学校規模の縮小・拡大に対する根本的な解決にはならない。東松山市全体の将来推計を見据え、本市全体の再編計画を策定し、その実現に向けた計画的な取組が必要である。

（2）学校の統廃合

学校の統廃合は、原則として対象となる学校規模、及び創立時からの経過年数に関わらず、対等な関係の統合とすることが望ましい。また、統合の組み合わせ、学校の位置、学校施設の状況などにより、適正規模の基準を維持している学校も統合の対象となることが考えられる。一方で、学校の統廃合を行っても総学級数や教職員数が継続した増加が見込めないことがあり、長期的な視野に立つことが必要である。

学校の統廃合にあたっては、対象校の保護者や地域住民に対し、統廃合の趣旨、実施方法などについて十分に話し合い相互理解を図ることは極めて大切なことである。

統廃合の際には、統廃合に伴う通学の安全確保、児童生徒の心のケア、実施の時期など、多くの課題があり、それら一つ一つを保護者や地域住民とともに解決していくことが大切である。

また、既存の学校を統合校として継続して使用する場合は、校舎の老朽化に伴う対応、及び備品などの整備を継続して進めていく必要がある。

（3）特認校制度（学校選択制）

特認校制度は、対象校の教育活動や特色に共感する児童・生徒・保護者が入学を希望することを前提として、一定の条件のもと市内全域から入学を認める制度である。

実施にあたっては、特色ある教育活動、通学方法、学校の教育活動や地域の活動への協力などの配慮が必要である。また、受け入れる学校の体制づくり、特色ある教育活動を如何に打ち出し広報していくかなど、綿密な計画が必要になる。

また、入学にあたっての条件として、各学校の特色や教育方針に賛同することの把握を保護者から十分な聞き取りを行い、生徒指導上の課題や保護者の都合などを見極

めていく必要がある。

小規模特認校制度は、小規模校の課題解決には、早急な効果が期待できないことから、根本的な解決にはならないため、施策の実施にあたっては十分な検討が必要である。

なお、部活動による特認校の設定は、学校間格差を助長することになり、公教育として容認できず、新たな課題を生み出す可能性があることから、実施は望ましくないものである。

(4) その他

①小中一貫教育

学校の統廃合を検討する場合は、小中一貫教育を推進することを考慮し、施設一体型の小中一貫教育の義務教育学校としての新設を検討することが考えられる。義務教育学校とは、学校教育法改正（平成28年4月1日施行）により新たに定められ、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校である。9年間を通じた教育課程を編成し、特色ある教育活動を展開することができる。

本市では、現在、桜山小学校と白山中学校が施設分離型の小中一貫教育校として特性を生かした教育活動を行っている。今後、学校の再編計画に沿って、小中一貫教育を拡大していくことも検討すべき内容である。

②学校運営協議会制度

学校教育の受益者は児童生徒である。そのため、保護者や地域住民の声を重視し、学校と地域住民などが協力して学校運営に取り組むことはいつの時代でも大切なことである。本市においては、令和元年度より全ての学校で学校運営協議会制度（コミュニティースクール）を導入している。

学校と地域が協働して魅力ある学校づくり進めていくことを期待しているものである。これは、地域の将来にもつながっていくことでもある。

本制度が発展することは特色ある教育活動につながることであるが、小規模校の課題解決には十分な効果は期待できないことから、制度の積極的な運用にあたっては、保護者や地域住民に機能や役割を十分に説明し理解を得る必要がある。

学校運営協議会制度は、小規模校の課題解決を目指すものではなく、学校が地域とともにより特色ある教育活動を推進する上で一助とするものである。

別添資料

東松山市の小中学校

図表 施設一覧		(令和2年5月1日時点)							
名称	住所	延床面積 (㎡)	建築 年月	児童生徒数(人)		学級数(学級)		併設施設の状況 放課後 児童クラブ	
				通常学級 在籍者数	特別 支援	通常 学級	特別 支援		
小学校	1 松山第一小学校	東松山市松葉町1-1-16	6,226	H01/08	384	5	12	2	
	2 松山第二小学校	大字東平519-1	6,567	S53/12	319	6	11	3	
	3 新明小学校	御茶山町7-1	8,508	H18/07	451	15	14	4	
	4 大岡小学校	大字大谷3699	4,038	S53/11	81	4	6	2	
	5 唐子小学校	大字新郷642	5,498	S52/03	349	12	13	3	
	6 高坂小学校	大字高坂1179	8,080	H22/07	785	10	24	3	
	7 野本小学校	大字下野本650-2	5,031	S43/12	329	11	12	4	きらめきクラブのもと
	8 市の川小学校	大字市ノ川30	6,379	S51/01	505	7	17	2	
	9 青鳥小学校	大字石橋1150-1	6,724	S57/03	431	10	14	2	
	10 新宿小学校	新宿町14	6,174	S58/03	388	10	12	3	
	11 桜山小学校	桜山台5	5,892	S59/03	313	8	12	2	きらめきクラブさくらやま
小学校 計			69,117		4,335	98	147	30	
中学校	1 松山中学校	東松山市松葉町2-6-11	7,843	S47/03	461	8	12	4	
	2 南中学校	大字石橋330	9,010	H13/06	590	17	17	3	
	3 東中学校	六反町4	8,194	S53/03	488	13	14	4	
	4 北中学校	大字松山1895-2	7,749	S58/03	356	15	10	3	
	5 白山中学校	白山台17	6,741	S60/03	185	1	6	1	
中学校 計			39,537		2,080	54	59	15	
小・中学校 合計			108,654		6,415	152	206	45	
				※建築年月は、教室棟・特別教室棟で最も古い建物の建築年月を採用					
				※延床面積には、併設施設の面積を含む					

東松山市立小・中学校の現状

1 児童生徒数と学級数の推移

児童生徒数の最も多かったのは、昭和61年度、10,781人で、その後、しばらく横ばいが続き、平成5年度の10,742人以降、減少に転じた。そして令和2年度は6,567人となっている。

学級数が最も多かったのは、平成5・6年で、両年とも小学校・中学校合わせて333学級であった。児童生徒数の最大の年度と学級数の最大数の年度が異なっているのは、法令改正に伴い学級編制上の人数が異なっているものによる。

令和2年度の学級数は251学級である。

2 児童生徒数と学級数の将来推計

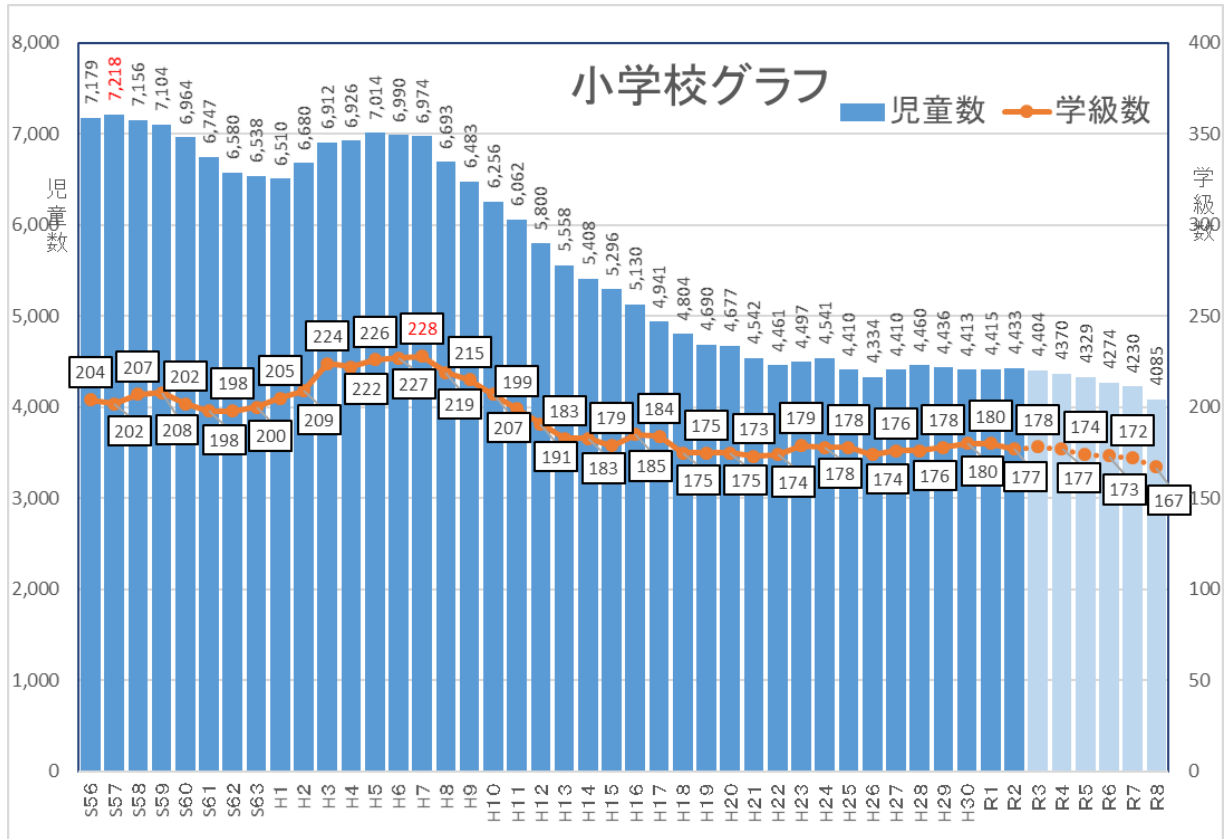
人口減少と少子化の流れは、今後も進展する傾向にある。

住民基本台帳をもとにした推計では、令和8年度の児童生徒数は、6,265人まで減少し、直近で最も人数が多かった平成5年度の約6割になることが予想されている。(令和2年度比 小学校348人減 7.8%の減少)

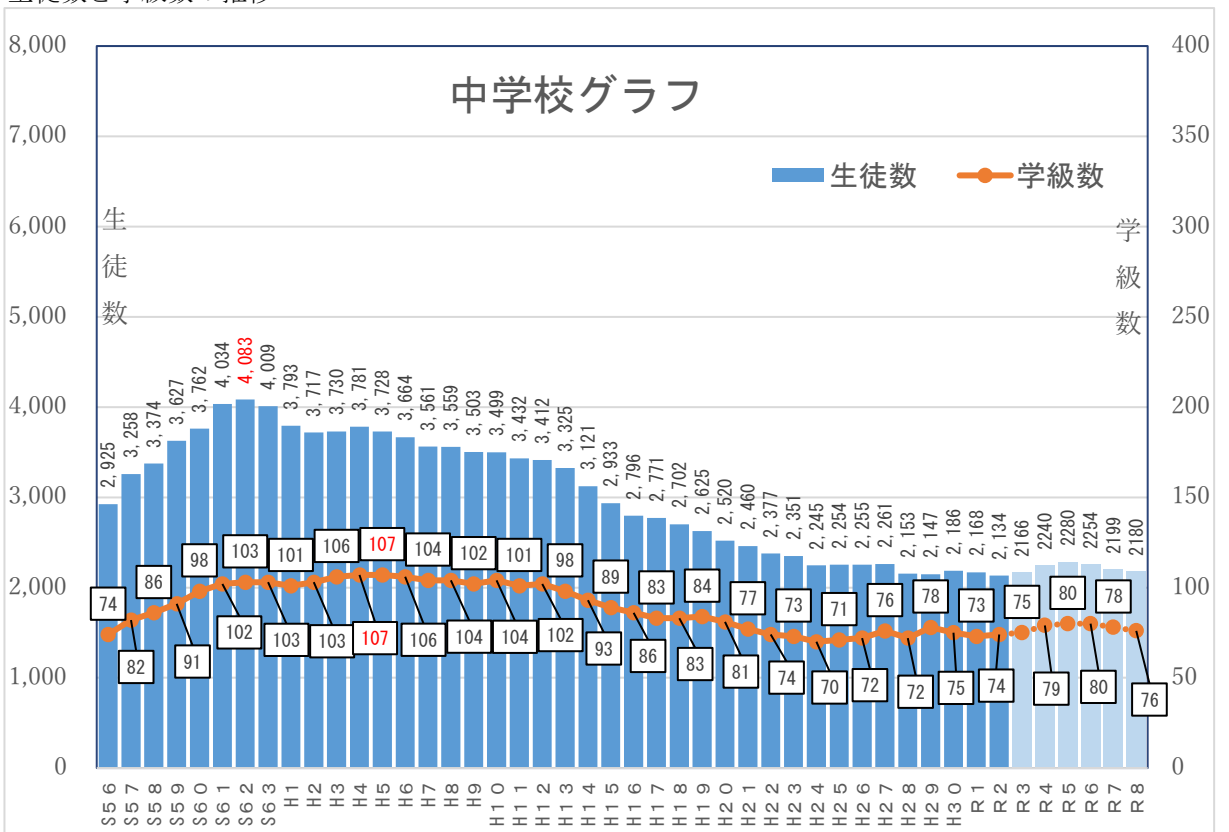
また、中学校では、令和5年をピークに減少に転じることが予想される。

将来推計としては、市街地整備等の影響から、児童生徒数が増加する地域があるが、一過性のものと考えられる。東松山市全体としては、今後は、なだらかな減少がさらに続き、少子化が進むことが予測される。

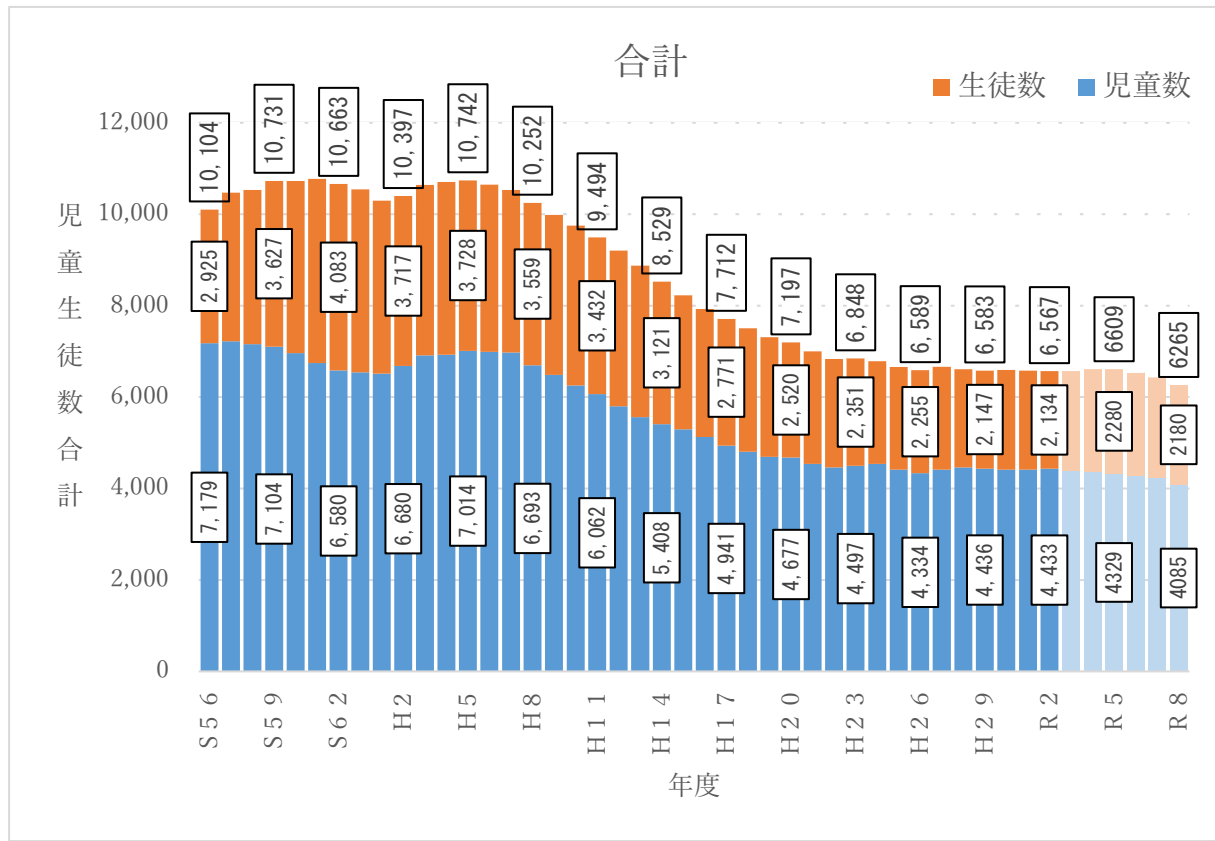
児童数と学級の推移



生徒数と学級数の推移

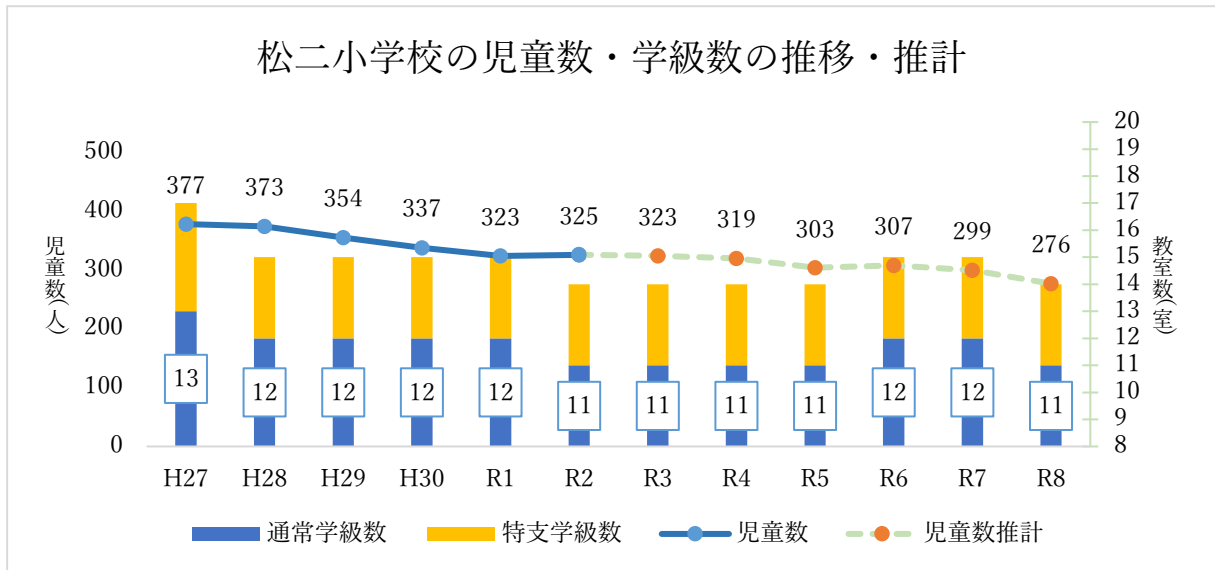
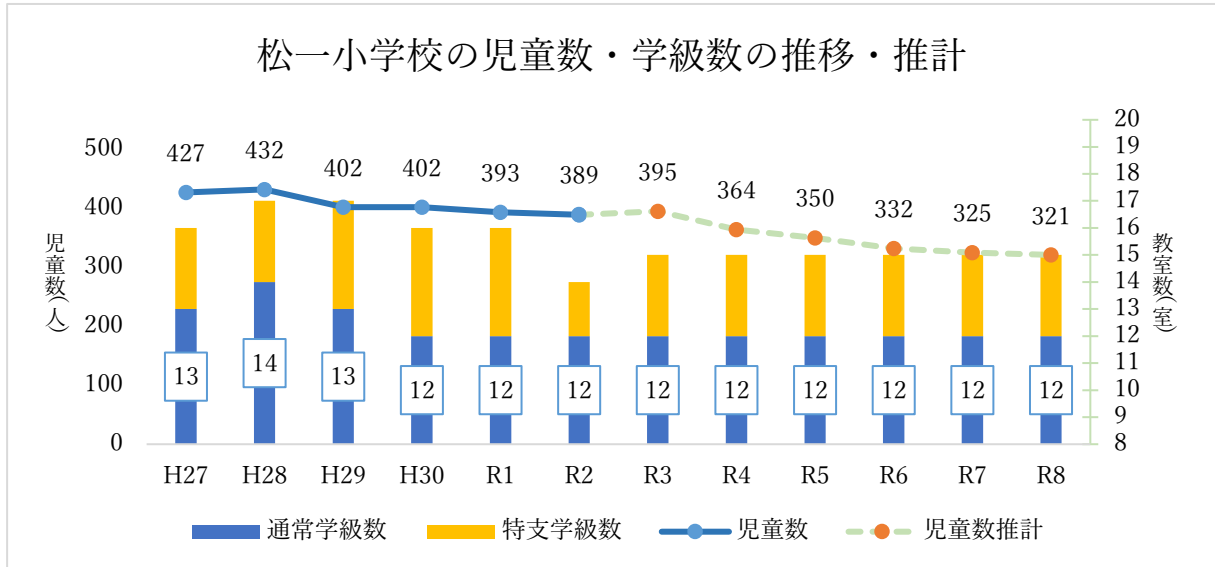


児童・生徒数合計の推移

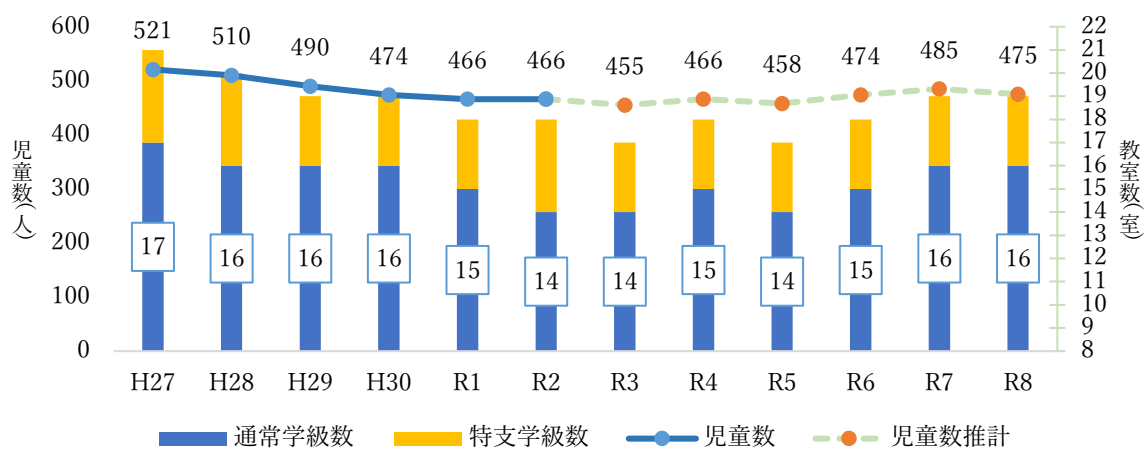


※この推計は、住民基本台帳で、令和2年5月1日時点で東松山市在住の者のみを抽出しているため、今後の転出入や出入国については、加味していない。そのため、市街地開発や住宅地造成等で転入者が見込まれる地域の学校については、本推計の人数より多くなる可能性もあるが、加味をして推計は極めて困難なため、令和2年5月1日時点で住民票が本市にある者のみの資料としている。

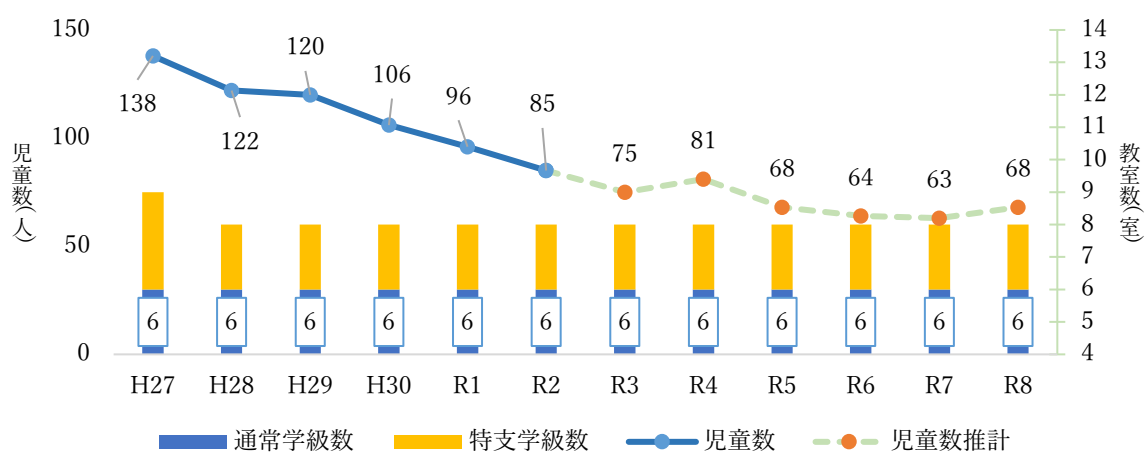
学校別児童生徒数と学級数の将来推計



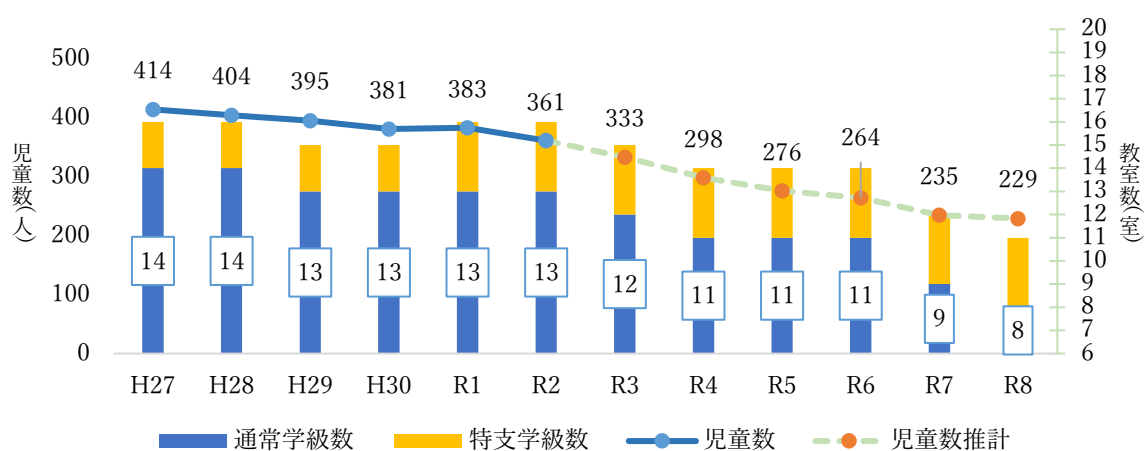
新明小学校の児童数・学級数の推移・推計



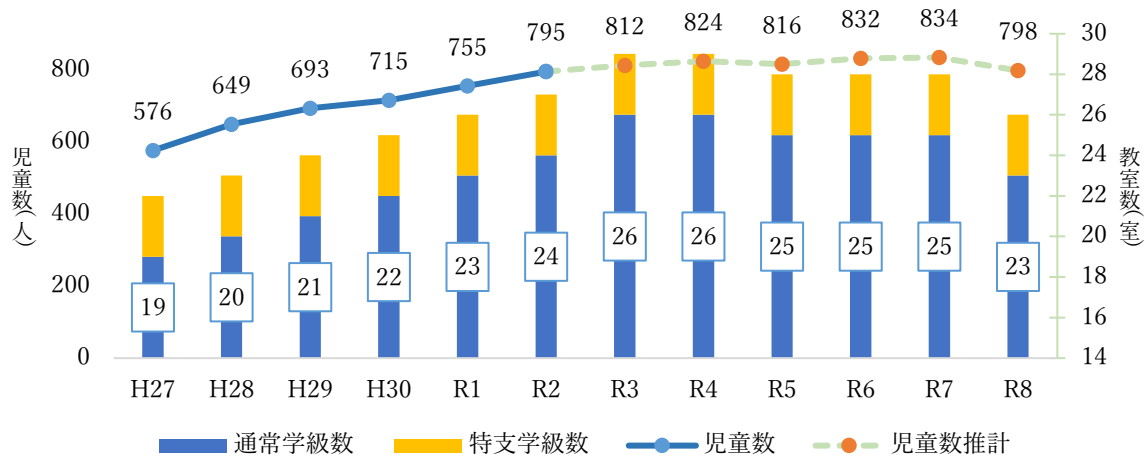
大岡小学校の児童数・学級数の推移・推計



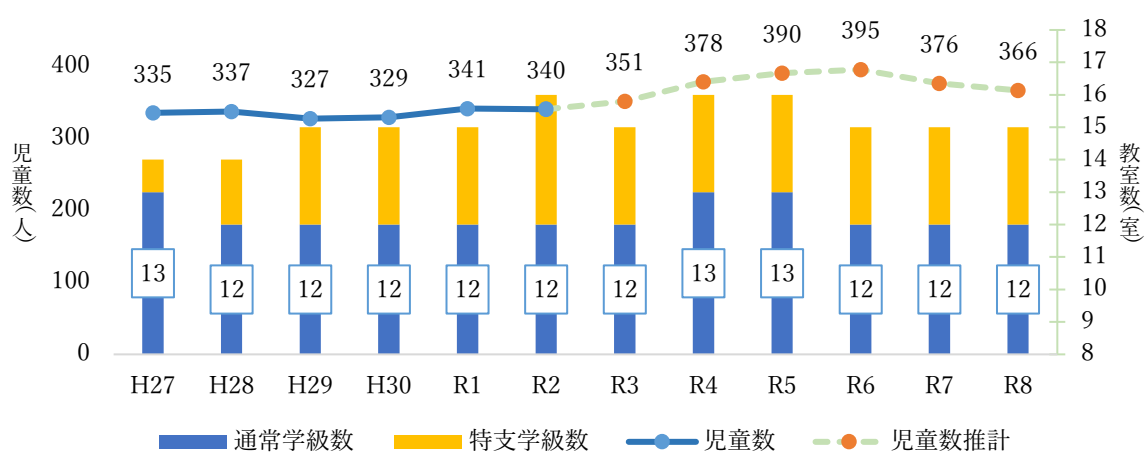
唐子小学校の児童数・学級数の推移・推計



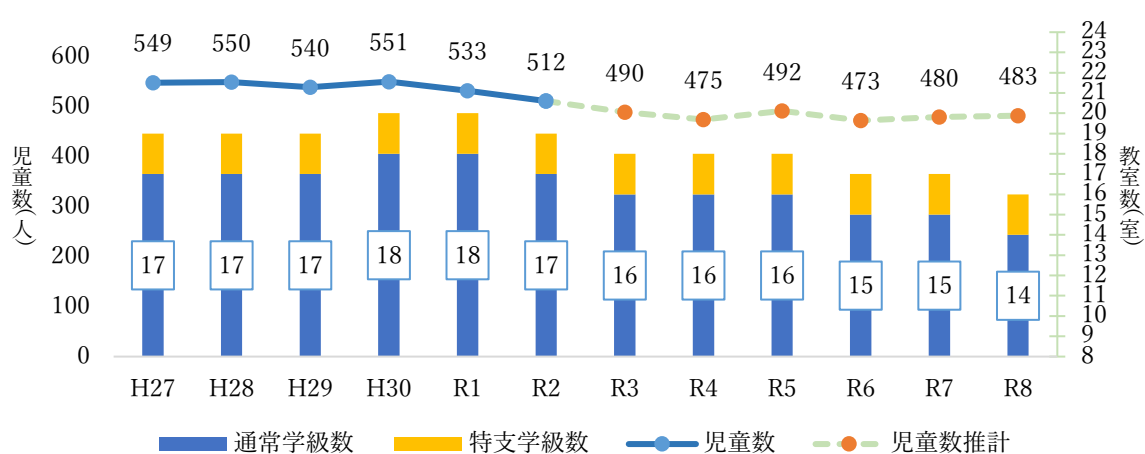
高坂小学校の児童数・学級数の推移・推計



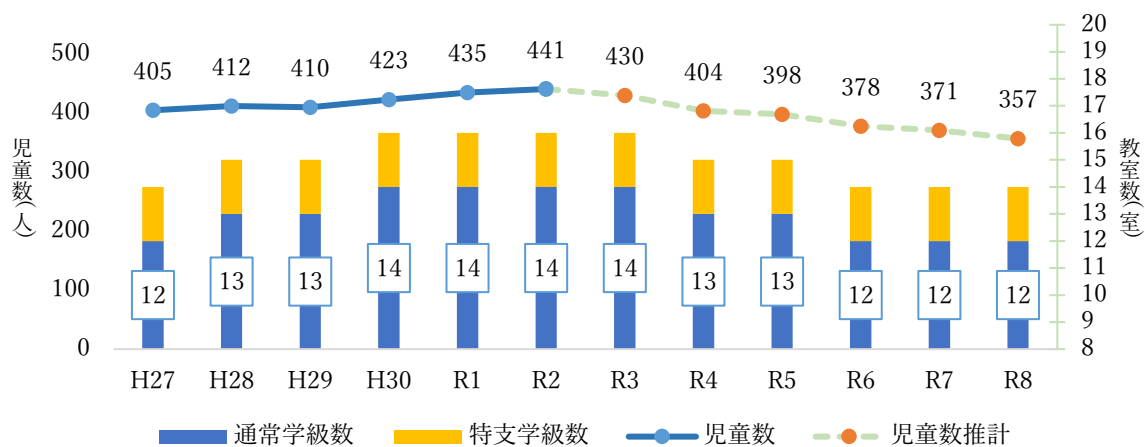
野本小学校の児童数・学級数の推移・推計



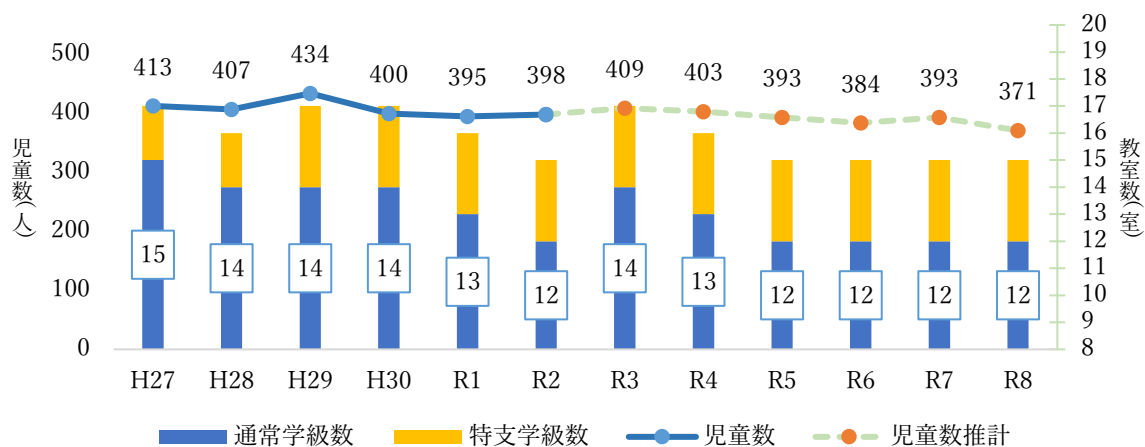
市の川小学校の児童数・学級数の推移・推計



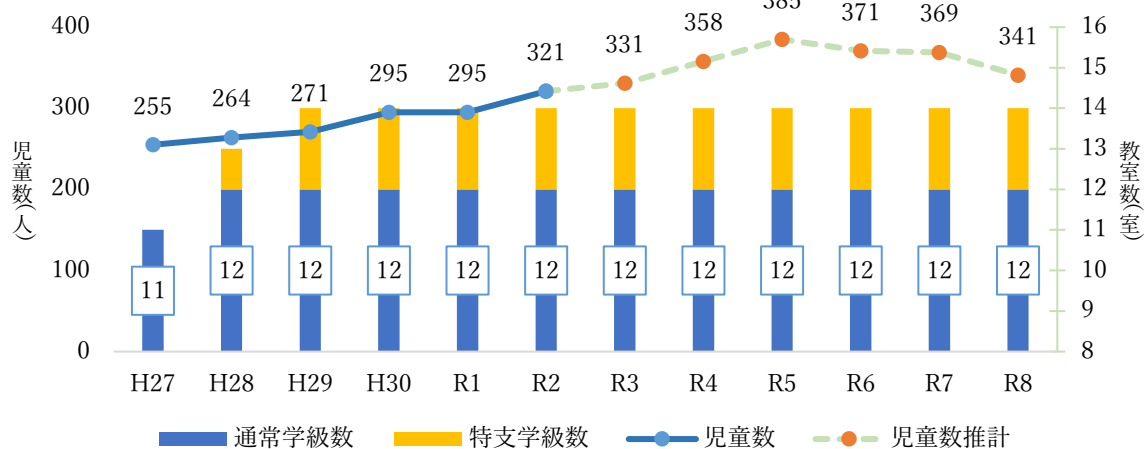
青鳥小学校の児童数・学級数の推移・推計



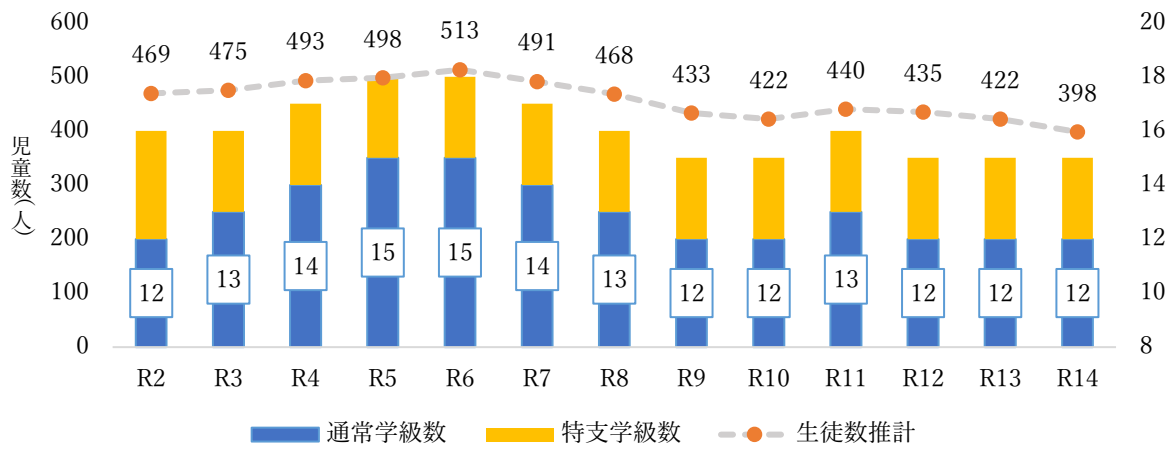
新宿小学校の児童数・学級数の推移・推計



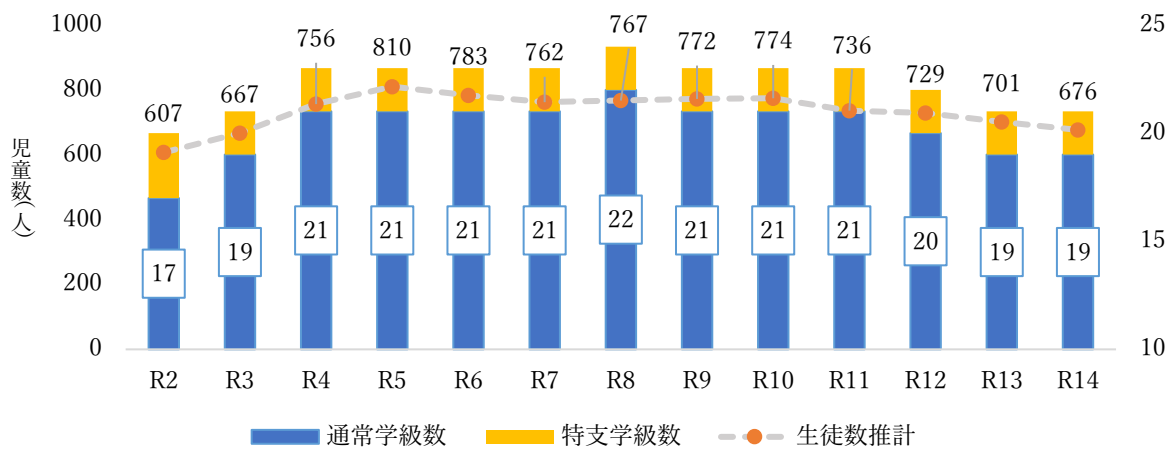
桜山小学校の児童数・学級数の推移・推計



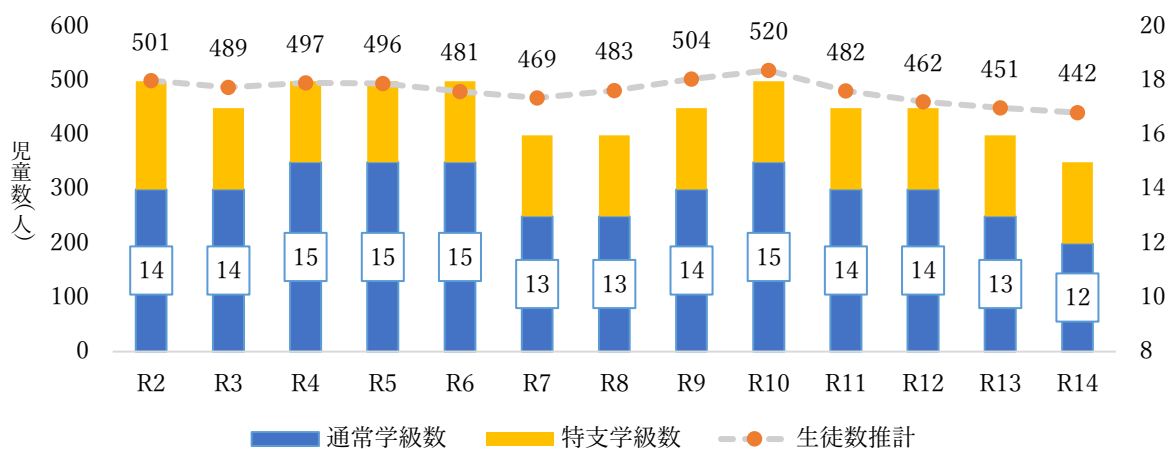
松山中学校の生徒数・学級数の推計



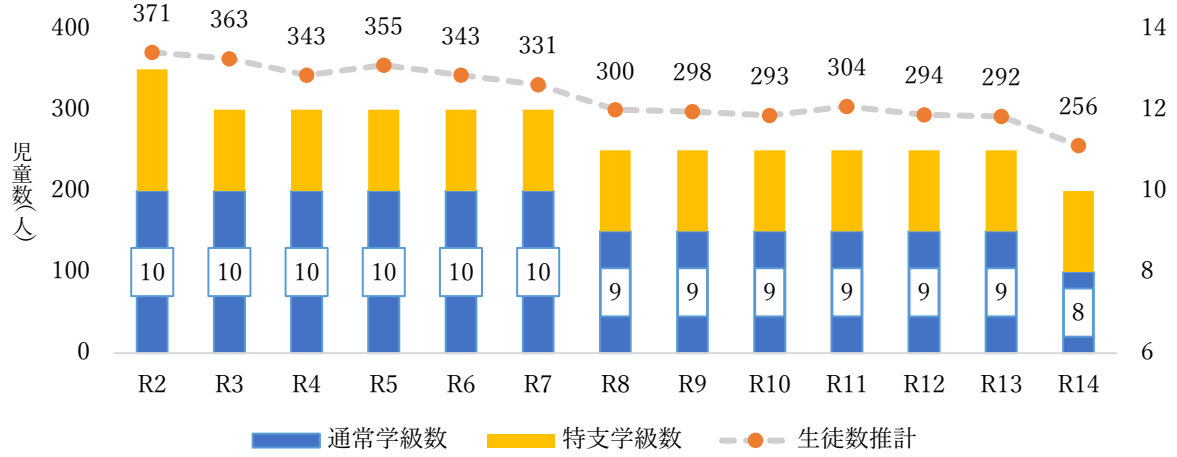
南中学校の生徒数・学級数の推計



東中学校の生徒数・学級数の推計



北中学校の生徒数・学級数の推計



白山中学校の生徒数・学級数の推計

